

8 恩赦及び再審の決定等による執行の終了の効果

日本国で科された刑が、日本国による恩赦又は再審等により執行することができなくなった場合には、移送先の締約国の当局は、その旨の通知を受けた後、直ちに、あなたを釈放することになります。また、移送先の締約国であなたが服役している刑が同国において恩赦等により執行することができないとされ刑の執行が終了した場合には、日本国で科された刑については、もはや日本国があなたに服役を求めることはありません。

9 受刑者移送の希望の表明

あなたは、移送されることについての関心を日本国又はあなたが移送を希望する締約国のいずれの当局に対しても表明することができます。日本国の当局に対して移送されることについて関心を表明したい場合には、あなたが収容されている刑事施設の長に対して、その旨を申し出てください。

10 あなたが移送を希望する締約国に対するあなたに関する情報の提供

あなたが日本国に対して移送されることについて関心を表明した場合又はあなたが移送を希望する締約国に対してそのような関心を表明した場合であって同国からあなたを移送することについての要請があるときには、日本国の当局は、あなたに関する情報、すなわち、あなたの有罪認定及び刑に係る事実関係、あなたの刑の性質及び期間等についての情報を、あなたが移送を希望する締約国に提供することになります。

11 移送に要する費用

あなたを締約国まで移送するために要する費用は、条約及び移送先の締約国の国内法令に基づき、あなた自身が負担しなければならない場合があります。

[改正・平成18法令58・平成22法令21]